



特定家畜伝染病の防疫活動への
協力に係る協定書

鹿児島県

総合警備保障株式会社熊本支社



特定家畜伝染病の防疫活動への協力に係る協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社熊本支社（以下「乙」という。）とは、特定家畜伝染病の防疫活動に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が実施する緊急防疫業務（以下「防疫活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定め、もって当該特定家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止を図ることを目的とする。

（特定家畜伝染病）

第2条 この協定において「特定家畜伝染病」とは、次に掲げる家畜伝染病をいう。

- （1）口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- （2）前1号に掲げるもののほか、経済的に重大な被害又は社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病と甲が認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して防疫活動への協力を要請し、乙は、可能な限りその要請に協力するものとする。

2 前項の要請は、あらかじめ、防疫活動協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事情により防疫活動協力要請書で要請をすることができないときは、電話等により要請し、その後、速やかに、乙に対し、防疫活動協力要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 甲が前条第1項の規定により乙に協力を要請することができる業務（以下「防疫サポート業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）特定家畜伝染病の防疫活動に必要な甲が指定する消毒ポイントにおける車両消毒、誘導、記録・証明書発行、給水業務
- （2）前号に掲げるもののほか、緊急に行う必要があると甲が認め、乙による対応が可能な業務

（完了報告）

第5条 乙は、防疫サポート業務の実施を完了したときは、速やかに甲に対し、

防疫サポート業務完了報告書（別記第2号様式）により防疫サポート業務の実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請を受けて乙が実施した防疫サポート業務のうち、第4条第1項第1号に規定する業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 第4条第1項第2号に規定する業務に要した費用のうち、甲が負担する費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、第5条の規定による報告をした後、防疫サポート業務の実施内容について甲の確認を受けたときは、防疫サポート業務に要した費用について、防疫サポート業務費用支払請求書（別記第3号様式）により甲に支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、速やかに、乙に対し、その請求額を支払うものとする。

（秘密保持）

第8条 甲及び乙は、防疫サポート業務を遂行する上で知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をこの協定の締結の後、直ちに、連絡責任者報告書（別記第4号様式）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、その都度相手方に報告するものとする。

（業務遂行の停止又は中止）

第10条 病原体の突然変異等により業務遂行地域で人同士の感染の可能性があり、作業員に健康被害の恐れがある場合や天災地変等の不可抗力その他の乙の責めに帰することができない事由によって、乙の業務の遂行が不可能又は著しく困難となったときは、甲及び乙の協議の上、業務の全部又は一部の遂行を停止又は中止することができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上、解決するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から令和7年（2025年）3月31日までの期間とする。ただし、

有効期間の満了の1月前までに甲又は乙から相手方に対して文書によるこの協定の終了の通知がないときは、さらに1年間この協定と同一の条件で有効期間を延長するものとし、その後も、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年10月29日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県
鹿児島県知事 塩田 康一



乙 熊本県熊本市中央区紺屋今町9-6 熊本紺屋今町ビル5階
総合警備保障株式会社 熊本支社
熊本支社長 大長 聖人

